

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」多言語版の 新規構築・コンテンツ移行業務委託仕様書

1. 業務名

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」多言語版の新規構築・コンテンツ移行業務委託

2. 目的

埼玉県（以下「県」という。）が運営する県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」多言語版（英語版：<https://www.pref.saitama.lg.jp/chokotabi-saitama/eng/index.html>）を、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）が運営する「ちょこたび埼玉」日本語版（<https://chocotabi-saitama.jp/>）に統合の上運用し、県観光物産情報を国内外へ一元的にPRすることで戦略的に情報発信を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和3年3月31日（水）までの期間とする。

4. サイト公開開始時期

令和3年3月末までにウェブサイトを開示すること。

ただし、動的ページは令和2年12月末までに完成すること。その他、詳細なスケジュールについては、協会と協議の上、決定するものとする。

5. 委託業務内容

（1）業務内容

「ちょこたび埼玉」（日本語版）に県の管理する「ちょこたび埼玉」（多言語版）を統合し、外国人観光客のニーズや嗜好を十分に踏まえた県の観光物産の魅力が効果的に伝わるウェブサイトを制作する。

（2）構成

新しく制作するサイトは、原則、「6. 仕様」すべての項目を含む構成であること。ただし、本県の魅力をより効率的に発信できるものや、ユーザーがより効率的に情報収集できるものがあれば提案し実施すること。

（3）作成言語

英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、タイ語、韓国語の5言語（以下、「多言語」という。）のウェブサイトをそれぞれ作成するものとする。

6. 仕様

(1) 全体の構成

サイトデザイン全体や各項目のレイアウトは、基本的に日本語版を踏襲したものと
するが、必要に応じ閲覧する外国人にとってサイト内を回遊し、必要に応じリンク先
でさらなる情報収集や具体的な行動（シェア等）をしたくなるようなレイアウトで、
ユーザーに埼玉県の魅力が印象強く伝わるようデザインを工夫すること。

(2) 動的ページ（CMSで編集可能なページ）の入力フォーマット構築・コンテンツ格納

ア 新着情報

多言語版の入力フォーマットを作成すること。

イ 観光スポット

(ア) 多言語の入力フォーマットを作成すること。

(イ) 作成した入力フォーマットに、既存の日本語の観光スポットの情報を各言語に翻
訳の上格納すること。なお、協会と協議の上、外国人にとって理解しやすい内容に
すること。1言語あたり250コンテンツ、全5言語。

(ウ) TOPページにエリア別・カテゴリー別の検索機能をつけること。

※ 詳細内容については協会と事前に協議の上決定すること。

(エ) 観光情報についてはGoogleマップと連動できるようにすること。

ウ イベント情報

(ア) 多言語の入力フォーマットを作成すること。

(イ) 作成した入力フォーマットに、既存の日本語の観光スポットの情報を各言語に翻
訳の上格納すること。なお、協会と協議の上、外国人にとって理解しやすい内容に
すること。1言語あたり20コンテンツ、全5言語。

エ Travel Magazine

外国人にとって魅力的な県内観光地への旅行記事等を各言語で書き下ろした
Travel Magazineの多言語の入力フォーマットを新たに作成する。

なお、コンテンツは協会が入力するが、既存の「ちょこたび埼玉」多言語版のコ
ンテンツは協会が入力するが、提案者が提案して新たなコンテンツを作成すること
もできる。その場合は、協会と協議の上内容を決定する。

オ 特集記事

テーマ性のある県内観光情報（例：スポーツツーリズム、ナイトタイムツーリズム等）について、多言語のフォーマットを作成すること。

なお、既存の「ちょこたび埼玉」多言語版のコンテンツは協会が入力するが、提案者が提案して新たなコンテンツを作成することもできる。その場合は、協会と協議の上内容を決定する。

カ フォトギャラリー

日本語の説明文に加えて、英語の説明文の入力フォーマットを作成すること。

画像の説明文は日本語のものが英語にも表示されるようにすること。

なお、画像の挿入及び画像の説明文は発注者が入力する。

キ CMSで管理されるデータのCSV形式での出力機能

CMSで管理されるデータに関し、CSV形式でデータを出力できる機能を備えること。

ク 検索用キーワードの設定機能

CMSで管理されたページに関し、ウェブ検索にかかりやすい検索用キーワードを設定する機能を設けること。

なお、キーワードは協会が入力する。

(2) 静的ページ（CMSでの編集を行わないページ）の作成

ア About Saitama

埼玉県概略や名産物について特集するページを多言語で作成すること。

なお、内容は県の管理する「ちょこたび埼玉」多言語版の情報を十分に踏まえたものとし、協会と協議の上決定するものとする。

（掲載例）名産物、お酒・酒造会社、アニメ、食べ物等

1言語あたり約19ページ、全5言語を想定。

イ 旅行者情報

埼玉を旅行するのに役に立つ情報を掲載するページを多言語で作成すること。

内容は、協会と協議の上決定するものとする。

（掲載例）緊急連絡先、観光案内所、Wi-Fi、レンタサイクル、その他、

1言語あたり約10ページ、全5言語を想定。

ウ 外部サイト等との連携等

宿泊施設情報、体験コンテンツ情報等、外国人観光客の利便向上に資する情報をまとめた外部サイトとの連携等で効果的なものがあれば提案し実施すること。

エ TOPページ

①TOP ページイメージ画像の挿入

TOP イメージ画像は日本語版と異なる画像を多言語版に挿入できる設計とすること。

②TOP ページイメージ画像下のバナー

TOP 画像下にあるバナーについては、発注者から依頼があったら多言語のバナーを作成し、設置・リンク設定を行うこと。

(3) SEO・運用広告

SEO対策や運用広告など、露出度や閲覧数等を上げるための施策を提案の上実施すること。

(例)

- ・ Google検索等にかかりやすい適切な検索キーワードの各ページへの設定
- ・ TOPページ、カテゴリーTOPページのタイトルタグ・ディスクリプション等の修正
- ・ 運用広告

(4) その他の要件

ア 日本語版の「ちょこたび埼玉」のサーバ内に多言語版を構築すること。併せて、SSLについても最適なものを用意すること。容量等が足りない場合、及び閲覧速度が遅い場合等の対応を行うこと。サイト運営に当たっては日本語版運営の受託事業者と十分に調整を行うこと。

※参考

現行のサーバ： エックスサーバー（ディスクスペース：800GB）

CMS：Wordpress（バージョン：5.2.5）

PHPバージョン：5.6.29

イ 多言語版のコンテンツは、日本語版のサブドメインとすること。

ウ 県が運営しているSNS（Facebook）へのリンクをTOPページに表示すること。

エ モバイル端末への対応として、スマートフォン、タブレットいずれの端末で閲覧しても見やすい仕様とすること。

オ アクセシビリティにも考慮すること。

7. 運用・保守・管理業務

当該サイトをリリースした後も、契約期間までに情報追加・更新等が必要な場合は対

応すること。

ア システム保守：サイト公開日～令和3年3月31日

- ・ユーザー及びアクセス権限の管理
- ・環境設定（最低限必要なソフトウェアのバージョンアップ等を含む）
- ・ドメインの管理
- ・SSLサーバ証明書の設定・管理
- ・システム（CMS）の保守及びメンテナンス
- ・ページ表示の不具合、エラー、管理画面、システムバグ対応等

イ 運用内容

日常的な運用に伴う軽微な修正作業

ウ サポート対応時間

平日9:00～17:30（土日祝日及び年末年始の休業日等は除く）

ただし、システム障害等、緊急性を伴うものについては、時間外においても対応を行うこと。

8. 実施報告

①提出物：実施報告書（部数1部）

※ 報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

②項目：完了報告書

③提出期限：令和3年3月31日（水）

9. 成果品

次のものを、電子媒体（DVD-ROM等）で納品すること。電子データについては最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行うこと。

- ① 設計書（基本設計書及び詳細設計書）
- ② サイト内のコンテンツを構成するファイル式（HTML、スクリプト、画像等）
- ③ 本事業において撮影した画像及び動画データ
- ④ ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ（aiデータ等）
- ⑤ 操作マニュアル及び各種操作権限
- ⑥ 事業実施報告書

10. その他

① デザイン、内容等については協会と協議の上決定すること。

② 委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は協会に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでは

ない。受託者が所有する写真・イラスト等を、協会が、成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

- ③ 受託者は本業務実施のために必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に許諾を得ること。
- ④ 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- ⑤ 「6. 仕様」に記載がなく、事業者が独自に提案した内容については、原則として実施すること。ただし、委託契約締結後に協会と協議の上変更することができることとする。
- ⑥ 受託者は関係法令を遵守すること。
- ⑦ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、該当作業を履行するために関与するすべての再委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を協会に提出し、協会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ⑧ 提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- ⑨ 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- ⑩ 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく協会と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。